1975年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582−4419

政策資料

No.292 《復刊187号》 1991年1月1日

巻頭言　矢田部　理 ……1

〈特　集〉

●国連平和協力問題

○党声明 ……2
○国連平和協力の在り方について(談話) …3
○国連中心の国際平和協力の推進について …4
○対イラク「武力行使決議」に関する談話 ……5

〈資　料〉

○土地税制改革大綱 ……6
○政府税制調査会答申について(談話) ……9
○固定資産税評価替え問題等に対する方針 ……10
○原子力の日に際しての申し入れ……17
○1991年度郵政省関連予算及び重要施策に関する申し入れ……18
○NTT・電気通信の当面する課題への取組みについて……20
○公共投資プロジェクト報告
―安心 豊かな新世紀へ「国民福祉計画法」と「社会資本整備10カ年計画」の策定を―…21
○環日本海圏政策の大綱……26

日本社会党政策審議会

巻頭言

中東の平和について

矢田部　理
政策審議会副会長

中東の情勢は、十一月二九日の国連安保理決議が「九一年一月十五日まで」との期限つきでイラクに撤退を含む安保理諸決議の受け入れを要求し、それが実行されなければ武力行使もありうるという事実上の「最終通告」を行ったことを頂点に、その後急転開を見せてきた。

翌三十日、ブッシュ大統領はイラクに直接対話を呼びかけ、さらにその翌日、イラクはこれを受諾、両国外相の相互訪問が合意され、十二月十日から下交渉、十七日から本交渉という日程が固まってきた。

これを受けて、イラクが十二月六日に発表した「すべての外国人の解放」は、対話の開始にあたってのイラクの「善意」をアピールするためのものであろうが、和平への気運に拍車をかけたことも間違いない。こうして、この危機の最も「人間的」な要素であった人質問題は、全面的に解決した。国際社会とイラクとの間にはさまっていた憂鬱な難問は消え去り、これによってイラク自体も重荷の一つから「解決」されたといえよう。

となると、残るはイラクのクウェートからの撤退、多国籍軍の撤退など、「平和解決」の問題であり、その先にパレスチナ問題の解決などの課題が横たわっている。イラクが「人質解放」を発表した直後に、国連総会は中東問題のための「国際会議」開催を求めた決議を一四四対二という圧倒的多数で可決した。

この種の国際会議は、イスラエルを擁護する米国が一貫して反対してきたものだが、今後の推移によっては米国も同種の決議案を支持する可能性も否定しきれない。また「中東和平国際会議」は、ミッテラン提案でも「第三段階」で言及されているにすぎなかったのだが、国際社会はこれを緊急かつ不可欠の解決策として認識していることを示している。

党の中東問題対策プロジェクトチームでは、武力衝突の回避と和平のプロセスについての社会党の提案をほぼまとめたが、現実の政治過程は、論理的に考えられたプランをやすやすと超えて進んでいる。中東の諸問題の解決策についても私たちはまとめつつあるが、願わくは、これをもはるかに超えるスピードと内容で現実が進むことを期待したい。

だからと言って、このような国際的な政策提起が無意味であったり、無駄な労力というのではない。たとえ現実に追い越されようと、あるいは現実とのズレが生じようと、問題の性格と内容を吟味し、提案に練りあげていく過程は、党の政策立案能力を高める上で不可欠の作業であるばかりでなく、現実に基づいた真剣な提案は、事態の解決に直結しなくとも、解決を促進する気運を醸成するという役割も果たし得るからである。

人質は解放されたが、中東の平和はすべてこれからである。私たちはこれからも、平和の提案を積極的に行っていきたい。

（やたべおさむ・参議院議員）

特集

国連平和協力問題

党声明

一九九〇・一一・九

日本社会党

一、今国会の最大の争点であり、内外から注目されてきた「国連平和協力法案」は衆議院で審議未了、廃案になった。これは、わが党をはじめ自衛隊海外派兵を許さず憲法を守りぬこうとする国民の勝利である。

一、海部内閣が提案した国連平和協力法案は、国連協力の名のもとにイラクのクウェート侵攻に端を発した中東湾岸危機を利用して、自衛隊の海外派兵への突破口を切り開こうとしたものであった。これはわが国の戦後政治の根幹をなす平和憲法体制への重大な挑戦であり、廃案は当然の結果である。

一、特別委員会の約六六時間の審議を通じて、法案には憲法違反、参院決議のほごをはじめ、いくつもの欠陥があることが明らかとなり、政府は、「統一見解」を乱発するなど醜態をさらけ出した。この結果、海部内閣は国民の信頼を失ったばかりでなく、平和国家日本の国際的信頼をもそこなった。その政治責任は重大である。

一、自公民三党は「国連平和協力に関する合意」覚書を交わした。三党は、この合意に基づき、次期通常国会での成立をめざして法案作成に着手すると伝えられている。わが党は、非軍事、民生面での国連の平和維持活動（PKO）には協力する。しかし、いかなる形であれ、憲法が禁止している自衛隊の参加につながる可能性を残した法案は、あくまでも許すことができない。このため、わが党は今後とも平和・軍縮を求める国民世論の結集につとめる。

一、わが党は、国連中心主義に立って、非軍事・民生分野での日本の積極的な役割をになっていくものである。わが党が提案した「国連平和協力機構」設置大綱はそのためのものであり、国民合意のもとでの法案の実現に努力する決意である。

一九九〇・一一・一四（於那覇市）

国連平和協力の在り方について（談話）

日本社会党
委員長　土井たか子

政府・与党が自衛隊の海外派遣をもくろんだ「国連平和協力法案」は、国民の強い反対の声により廃案となったが、言うまでもなく国連を中心とした国際的貢献はきわめて重要である。その際留意すべきことは、先の「国連平和協力法案」が国民合意を欠き、「初めに自衛隊の海外派遣ありき」のもとに、拙速にまとめられたことである。今後の国連平和協力の在り方の論議においては、この愚を繰り返すべきではない。

(1)　「三党の合意」の中で公明党が強く主張した、自衛隊とは全く切り離した国連平和協力のための常設の組織を作ること、その協力の内容は、非軍事・民生の分野に限ること、新たに組織される「平和協力隊」は災害等の救済活動をも行うなどは、わが党が既に発表している「国連平和協力機構設置大綱」と共通点が多いことに注目している。

(2)　わが党は「大綱」を更に充実させ、真に国民の合意形成が可能となる環境づくりに全力を挙げたい。そのために公明党との話合い、各界・各層との懇談を積み上げる。

(3)　国連が期待する文民の平和維持活動について、デクエヤル事務総長は去る九月一八日、国連平和維持活動特別委員会に対し、特別レポートを提出している。この事務総長報告に見られるように、国連決議に基づき、かつ国連の要請による平和維持活動の分野は、軍人に代わり文民の役割が大きくなることが予想される。これは、わが党が提起している「大綱」の業務内容と多くの点で共通するものがある。

(4)　国連事務総長の特別報告で示された文民の平和維持活動の分野は、別記《注》の通りである。事務総長報告では、これらのほかナミビア、ニカラグアで実証されたように、文民による国連警察、選挙監視活動、民間契約業者などの役割の重要性も指摘している。

わが党は、こうした国連の要請を参考に「国連平和協力機構」の内容を早急に煮詰めて成案を得る決意である。

《注》

(ア)　病院、診療所を含めた医療サービス
(イ)　固定翼機、ヘリコプターの運用と補修
(ウ)　トラック、バスの運用と補修
(エ)　食糧の調達と給食サービス
(オ)　大型キャンプのインフラ整備
(カ)　キャンプの運営と維持
(キ)　通信システムの設置と維持
(ク)　プラント工事と建築サービス＝①給水・貯水システム、②下水処理プラント、③発電プラントと送電システム、④空港とヘリポート、⑤道路と線路、⑥舗装
(ケ)　都市工学、電気工学、建築学分野などでの専門的コンサルティング・サービス
(コ)　無線技師、無線オペレーター、航空整備士、電気技師、発電技師、自動車技師、暖房・空調技術者などの熟練技術サービス

一九九〇・一一・二七

国連中心の国際平和協力の推進について

国際平和協力問題プロジェクト

〈基本的立場〉

1　国際紛争の平和的解決を原則とする国連の精神にのっとり、冷戦の終結という平和にとって有効な情勢を踏まえ、国連を中心とした国際平和の新しい枠組みの構築に全力を挙げる。このため、国連自体の改組・改革にも取り組む。

2　国連を軸とし、そのイニシアチブの下で、世界的な核廃絶、全面軍縮、地域的平和保障機構の創設をめざす。

3　国際紛争による難民・避難民、大規模災害による被災民、これらによる経済困難国などへの支援のため、国連を中心に国際的協力体制を拡充する。

4　このため、日本は憲法の原則に基づいて、積極的かつ最大限の努力、協力を行う。したがって、軍事的強制措置である国連軍には関与しない。

5　国連の平和維持活動に協力するにあたっては、日本は、第一に国民のコンセンサスと支持を得て、それを背景に激励されて送り出されるものであること、第二に国会で満場一致ないしは圧倒的な賛成があること、第三にアジアの周辺諸国からの理解と協力が得られるものであること、の三原則を踏まえる。

〈平和協力の主な柱〉

1　国連の平和創造機能の強化（PMO＝Peace Making Operations）

(1)　欧州におけるCSCEのような「共通の安全保障」の考え方に基づいた地域的平和保障・協力機構を世界各地域に創設し、国連の地域組織としての確立をめざす。

(2)　核軍縮、通常兵器の軍縮、武器輸出禁止、信頼醸成措置などを国連のイニシアチブによって促進、保障する。

(3)　国際紛争、地域紛争の未然防止と平和解決のため、国連総会、安保理の役割と機能の強化、常設の調停機関の設置などを進める。

2　国際紛争、大規模災害等にあたっての人道的救済活動のための国際的協力体制の確立（IRO＝International Rescue Operations）

(1)　国際紛争、大規模国内紛争などによる難民・避難民の救援。

(2)　大規模自然災害などによる被災民の救援。

(3)　紛争周辺国や自然災害の被災国などの経済困難国に対する支援。

3　国連の平和維持機能の拡大と強化（PKO＝Peace Keeping Operations）

(1)　国連のPKOには、下記の原則に基づいて参加する。

①受け入れ国や紛争当事者の合意を踏まえること

②当該国の内政に干渉しないこと

③紛争において中立的立場を維持すること

④武力による威嚇や武力の行使を行わないこと

⑤文民による非軍事的活動であること

(2) 上記の原則に基づき、次の活動を行う。

①紛争終了後の暫定政府等の行政事務に関する助言、援助、その他関連する協力

②紛争終了後の議会の選挙、住民投票等の監視または管理、その他関連する協力

③紛争によって被害を受けた住民等の救援（医療・防疫を含む）

④紛争によって生じた民生上、行政上の物的被害等の復旧

⑤これらのための物資・資金・人材等の提供・輸送・配布・管理・保守等

⑥停戦監視活動等については、適当と認める場合において、そのインフラ、食糧、医療、輸送、通信等に限り、適当と認めるものの資金、物資、人員等の派遣、提供をおこなう

(3) PKOの定義、行動基準、およびPKOにおける文民の役割については、国連において明確なガイドラインを作成することとし、具体的な参加・協力の方法・条件等については国連事務総長と協議のうえ決めることとする。

4 国連平和協力機構の創設

(1) 上記の2、3の諸活動に対して情報の収集、調査、人員の募集と派遣、管理等の業務を行う。

(2) 2の活動については二国間の協議に基づいても実施できる。

(3) 3の活動については国連の決議に基づいて、国連の要請を受けて、国連の指揮の下で行われる。

(4) この機構には自衛隊の部隊、自衛官、予備自衛官およびその装備等の参加・協力、提供は行わない。

5 国連に国連平和協力基金（仮称）の創設

(1) 上記の1、2、3の三つの分野の経費をまかなう。

(2) 武器・弾薬等を除き、これらの活動に必要な物資の備蓄を行う。

(3) 日本は基金に対し、毎年GNPの〇・一％（九〇年度で四一七〇億円）を拠出する。

一九九〇・一一・三〇

対イラク「武力行使決議」に関する談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、国連安保理事会は本日、イラクに対する最終通告ともいうべき事実上の「対イラク武力行使決議」を採択した。決議はイラクのクウェートからの撤退期限を一九九一年一月一五日としているが、イラク・クウェート問題を武力行使によって解決することは極めて困難であり、仮に武力衝突が発生することになれば、多数の犠牲者が生じ、石油施設の破壊やペルシャ湾の汚染など世界的にも重大な事態を招く恐れがある。従って紛争はあくまで政治的・平和的な解決を目指すべきである。

二、今回の決議に当たっては、米ソ両国が共同提案国になるなど、ポスト冷戦下の国連の新しい事態を示す動きがあるが、アジアの常任理事国である中国は、武力行使に反

対して棄権に回った。このような今回の決議について常任理事国の一致した意志結集が出来なかったことは、武力行使による紛争解決の困難性を象徴するもので、遺憾である。

三、イラク・クウェート紛争に関する一連の国連決議は遵守され、イラクのクウェートからの撤退、クウェートの主権の回復、在留外国人の解放はただちに実現されなくてはならない。しかし、軍事衝突の結果、中東地域は戦火のるつぼとなり、紛争の解決が一層困難となることは必至である。このため、軍事衝突回避に向け、常任理事国、国連事務総長をはじめ、世界各国は総力をあげるべきである。

四、日本政府は中東問題の平和的解決のために何らの国際的役割を果たしてこなかったことは極めて残念である。日本が和平に努力するためにも、まず米軍を中心とする多国籍軍への二〇億ドルの支援を撤回し、軍事衝突回避のためのあらゆる国際的努力と貢献を果たすべきである。

◆資料

一九九〇・一〇・一一

土地税制改革大綱

日本社会党財政金融政策委員会

はじめに

東京圏にはじまった地価高騰は大阪圏へと波及し、さらには全国各地の大都市部にまで波及している。それによって、土地資産の持てる者と持たざる者との資産格差の急拡大、住宅取得の困難や、居住条件の悪化、地上げの横行、経済活動の歪みの拡大など種々の深刻な弊害がもたらされている。

このような状況に対応すべく、政府においても土地基本法に基づいた土地政策の抜本改革が日程にのぼり、その中で土地税制の役割が強調されている。現在、政府税制調査会の土地税制小委員会において土地税制の見直し案の策定作業が進められているが、社会党は、政府に対して早くから土地基本法の制定、土地税制の抜本改革を迫ってきた経過があり、具体的提案も行ってきた。政府・自民党の対応は遅きに失した感がある。しかし、ようやくにして土地税制の抜本改革の機運が高まる中、党としても地価高騰問題の重大性を真正面から受け止め、重要性を増すと同時に緊急性の要する土地税制の改革について七月以来、精力的に検討してきたが、ここに財政金融政策委員会としての成案を得ることとなった。

1　保有課税

(1)「高額土地資産保有税」(仮称)の創設

① 法人・個人所有の高額土地資産を対象とし、相続税評価額を課税標準に、〇・五～〇・八%程度の税率で毎年継続的に課税する国税として「高額土地資産保有税」(仮称)を創設する。

② 農地については、課税標準を農業投資価格とする。

③ 控除制度を設け(評価総額五億円、一㎡当たりの評価額一〇万円もしくは五〇〇㎡)、一定の居住用地、農地、小規模事業用地に税負担が及ばないよう配慮するとともに、公共用地、特定の公益用地等については課税対象から除外する。

④ 法人税における損金算入は認めない。

⑤ 相続税評価額を基準として課税するため、評価体制の整備を図る。

⑥ 土地政策、都市計画の推進、公共賃貸住宅建設等生活基盤の整備促進を図るため、地方公共団体の先買権の保障、国公有地拡大をめざし、税収の一部を譲与税として地方公共団体に適切に配分するとともに、残余の税収を特定財源とする。

(2)「法人土地増価税」(仮称)の臨時的実施

① 地価高騰によって生じた土地の含み益を公共の利益として適正に配分し利用するため、法人の土地資産を課税対象とし、土地の再評価額(相続税評価額を基準とする)と帳簿価額等との差額に対して課税する「法人土地増価税」(仮称)を臨時的に実施する。

② 税率は五～一〇%程度とし、一〇年間程度の分納とする。

③ 中小法人等の負担に配慮し、基礎控除を設ける。

④ 公共用地、特定の公益用地等は課税対象としない。

⑤ 帳簿上の評価替えは行わない。

⑥ 「法人土地増価税」の税収は、一定率を譲与税とし、残余を公共賃貸住宅建設等生活基盤整備のための特定財源とする。

(3) 固定資産税等の改革

① 当面、生存権・居住権に配慮しつつ評価の適正化を進めるが、その際、標準税率等を見直し、税率の弾力化を図る。当分の間、原則一本の税率を基本におき、調整可能でかつ不可欠と判断される場合は調整することとし、面積や用途別税率は検討課題とする。

② 評価の適正化を進めるに当たっては、小規模宅地の負担抑制のため条例によって特例の拡充等(具体的に例示すると、現行二〇〇㎡以下価格の四分の一を課税標準としているのを三〇〇㎡以下価格の五分の一とするなど)を行うこととし、地価高騰地域において居住の困難が引き起こらないよう十分配慮する。

③ 固定資産税評価額の路線価の公開制度を設ける。

④ 都市計画税については、当面の措置として小規模宅地の特例を創設する。

⑤ 課税対象の拡大を図るなど、特別土地保有税の改善を図る。

2 市街化区域内農地の課税問題

① 三大都市圏の市街化区域内農地については、都市計画への位置付け、線引きの適正化を図るとともに、農地として保全すべきものは新たな要件のもとに生産緑地に編入する。なお、認定条件、および譲渡等の条件については、生産緑地法等の改正を含めて厳しく見直す。

② ①において保全すべき農地として認定されないこととなったものについては、固定資産税、相続税ともに農地としての特例を認めないこととする。その際、課税標準、税率等に配慮するなど激変緩和措置を検討する。

③ 地方公共団体等の先買い権強化を図るとともに、地方公共団体に対して農地等(保全すべき農地として認定されないこととなったものを含む)を売却する場合

は、相続税猶予における免税制度を認めるなど（その他、譲渡益課税においても軽減措置の特例を拡充する）、公有地拡大策を実施する。

④ その他都市計画上必要な緑地（市民農園、森林、公園など）についても固定資産税、相続税における特例措置を検討する。

3 相続税の改革

① 当面、路線価を公示価格の八割程度まで引き上げ、課税最低限を引き上げる。

② 小規模宅地の面積基準を三〇〇㎡（現行二〇〇㎡）に引き上げ、評価額の減額率を居住用宅地を含め六〇％とする。

4 土地譲渡所得課税の改革（「土地増価所得税」への改変）

当面の緊急改革として以下の案を検討し実施する。

① 名称を「土地増価所得税」（仮称）に改める。

② 長期・短期の区分を本則の一〇年に戻し（現行五年）、超短期（現行二年）の期間区分を四年とする。

③ 個人の短期譲渡所得については、譲渡益に対し五〇％（住民税一五％）の分離課税とする（現行四〇％の分離課税もしくは総合課税による上積税額の一一〇％課税の多い方の税額）。

④ 個人の長期譲渡所得については、三〇％（住民税九％）で分離課税することとする（現行四〇〇〇万円以下二〇％、四〇〇〇万円超二五％）。

⑤ 個人の事業所得等とされる短期譲渡所得については、③の改正に合わせるとともに、同長期譲渡については、総合課税を改め三〇％（住民税九％）の分離課税とする。

⑥ 法人の超短期譲渡については七〇％（法人住民税、事業税約一九％）程度で、短期譲渡については六〇％（法人住民税、事業税約一七％）程度で、長期譲渡については総合課税を改め四〇％（法人住民税、事業税約一二％）程度で完全分離課税する。

⑦ 公有地拡大のため、地方公共団体への土地売却に対しては、軽減税率の特例措置を拡充する。

⑧ 特定事業用資産の買換え特例を廃止する。

※ 今後、以上の改正の実施状況を勘案しつつ、小規模宅地等への配慮を前提に特別控除（収用等の場合五〇〇〇万円、公共団体等による土地区画整理事業等による場合二〇〇〇万円、居住用財産の譲渡の場合三〇〇〇万円等）を、とくに法人関係については厳しく見直し、さらに他の所得・資産課税との均衡の観点を重視しつつ、長短区分を含め課税のあり方全般について検討を進める。

5 その他

(1) 所得税、法人税関係

① 法人課税における土地取得費の借入金利子の損金算入措置については、四年経過後も当該利子の損金算入を認めないこととする。

② 優良宅地等に係る多くの優遇措置が講じられているが、事業者段階で優遇するよりは、仮需要を抑えるためにも最終取得者・使用者に対する住宅減税制度の拡充と家賃控除制度の創設を図った方が適切であり、それを実施する。

(2) 公的土地評価の適正化

① 公的土地評価の一元化問題については、重要課題として取り組む。当面、個々の政策目的に見合った公的評価の適正化を図る。

② 相続税評価については、「高額土地資産保有税」「法人土地増価税」の課税標準としても用いられることとなるため、評価の適正化、評価体制の整備を急ぐ必要がある。

(3) 公有地化の促進、土地情報の公開

① 地方公共団体の先買い権等を強化し、公有地化を進め、公園、公共・公営賃貸住宅建設等生活基盤の整備促進を図るとともに、そのための財源確保措置とあわせ、公有地拡大のため税制上の措置を講ずる。また、家賃補助制度の拡充などを図る。

② 公的土地評価の設定や売買価格、所有者の移動等を適切に把握するとともに、土地に関する情報の整備を進め、その公開制度を充実させる。

政府税制調査会答申について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 伊藤 茂

●土地税制について

一、本日、政府税制調査会は土地税制についての基本答申を行った。わが党は、土地政策について税制を含めて、政府に対して早くから土地基本法の制定、土地税制の抜本改革を迫ってきた経過があり、勤労者が住宅を確保しうる適正な水準まで地価を引き下げる具体的提案を行ってきた。今回、答申に盛られている、土地保有課税についても、「法人・個人所有の高額土地資産を対象とし、相続税評価額を課税標準に、毎年継続的に課税する国税として高額土地資産保有税（仮称）を創設する」との提案を行ってきたところである。

したがって、今回の土地税制についての基本答申は、「法人土地増価税」、地方公共団体の先買権の保障等を見送ったことなど不十分な点はあるが、わが党が提案していた土地保有課税、土地譲渡所得課税の強化、固定資産税の改革等を受け入れている部分も多く、「土地の資産としての有効性を政策的に縮減ないし減殺する」観点からの土地税制については、評価することができる。

一、今後の問題として、地価高騰を起こさない制度的な税制を確実に実行できるかどうかに期待がかかっている。こうした国民的な期待がありながら、自民党税制調査会を始めとし、財界などが、この保有課税を骨抜きとしようとしていることは容認することはできない。「土地神話の打開」という当初の目的を達成するため、土地税制の総合的見直しの具体的な措置を実行するよう政府・自民党に求める。

与野党税制専門者会議においても土地税制小委員会が設けられ、野党側の要求として、土地保有課税等を提起しており、引き続き、精力的に与野党税制専門者会議において土地保有課税を含めた土地税制について、より具体的な審議を行っていく。

●消費税について

一、また、政府税制調査会の消費税フォローアップについての報告を行った。消費税については、先の国会において、政府提出の見直し案、野党提出の廃止法案がともに成立しないという結果を受けて、与野党税制両院合同協議会が設置され、そのもとに置かれている専門者会議で消費税を含めた先の税制改革の見直しが行われている。

一、今、消費税をめぐる焦眉の問題としては、来るべき高齢化社会に対するビジョン、そしてそれに伴う財政支出の中での間接税の位置付けであり、この問題を曖昧にしたままでの消費税問題の決着はありえない。したがって、専門者会議においても、この問題を中心として協議しているところである。今回の最終報告は、この問題について意識的に避けており、中小事業者特例措置についてのみに着目した報告となっており、何ら消費税問題の解決とはならない。

一、制度的欠陥としての消費税問題としても、大企業による運用益、税額の国庫不入、逆進性等の問題が指摘されており、これらの包括的な解決が求められている。

しかし、最終報告では、税額の国庫不入問題の一部手直しのみで、その他の問題については「今後とも必要に応じ、消費税の実施状況のフォローアップを行う」という態度では、国民の理解を得られるものとはなりえない。

一、消費税問題については、引き続き専門者会議において、運用益、国庫不入、逆進性の問題について包括的な解決を得るよう協議を行う。

一九九〇・一一・八

固定資産税評価替え問題等に対する方針

日本社会党政策審議会
地方行政部会

1　固定資産税の評価替えと問題点

(1)　基本的仕組み

①固定資産税評価

固定資産税は、固定資産（土地・家屋・事業用機械・器具などの償却資産）を固定資産評価の基準で評価し、これに基づいて決定された価格（「適正な時価」をいう）に対して市町村税（大規模償却資産は道府県税）として課税される。評価替えは三年に一度とされている（対象固定資産は土地で一六万㎢、一億五七〇〇万筆）。

なお、「適正な時価」とは、固定資産税の基本的性格から、固定資産自体の有する「使用収益し得べき価値」と説明されており、いわゆるバブル等が除かれるのが相続税や譲渡所得益課税と異なる点とされている。したがって、固定資産税における「時価」とは、実勢取引価格そのものではなく、「正常売買価格」を推定したものといえる（なお、評価額がそのまま課税標準額となる場合と一定の軽減措置が講じられ、それが課税標準額となる場合がある―小規模住宅用地特例等―）。

＊償却資産＝構築物（煙突・鉄塔・岸壁等）、機械・装置（旋盤・ポンプ・動力配線・特殊自動車等）、船舶・航空機、工具・器具・備品

②税率

固定資産税の税率は、課税標準額の一・四%を標準税率とし、二・一%を上限として市町村条例で定められることとなっているが、一・七%以上とする場合は自治大臣に届け出ることとなっている。しかし、税率はほとんど標準税率が適用されており、上乗せは自治体政治として難しく、切下げは起債制限等があることにより抑制されているのが実態である。

なお、都市計画事業のために市町村条例で課税される都市計画税の税率は上限が〇・三%となっているが、課税標準の特例がないため固定資産税負担より負担感は強い。

③住宅用地等の特例

住宅用地についても評価替えの作業は他の用途地と同様に売買実例価格を基に評価されるが（ただし前述のとおり、いわゆるバブルを除くと説明されている）、住宅用地については課税標準の特例措置が設けられている。すなわち二〇〇㎡以下の住宅用地については課税標準額は価格の四分の一、また二〇〇㎡超の部分については二分の一とするとされている（家屋の床面積の一〇倍を限度とする。また併用住宅については家屋の区分及び家屋の居住部分の割合に応じた一定の率が定められている）。この他に負担調整措置（例えば上昇率が一・三の場合、一年目一・一、二年目一・二、三年目に一・三に達する）が定められており、評価額と比べていずれか小さい額が課税標準額となる。

なお、農地の場合は別途の特例があり、家屋の場合は「再建築価格」を基本として課税標準額が定められている。

④評価替えの仕組みと手続き

自治大臣は、「中央固定資産評価審議会」（都道府県には知事の諮問に応ずるための「都道府県固定資産評価審議会」が設置されている。なお、市町村には不服審査を行うために「市町村固定資産評価審査委員会」が設置されている）の審議を受けて、評価基準、評価実施方法、手続き等を告知することとなっている。これは具体的には、宅地にあっては各都道府県庁所在市（指定市）における最高価格地（基準地）の路線価を定めることとなっている。

これを受けて、都道府県知事が県内市町村の最高価格地の評価額を、市町村長が各筆の評価額を算出することとなっている。

これをスケジュール的に示すと、三年に一度の基準年度に評価替えを行うため、賦課期日の一月一日現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、三年度間は基準年度の価格のままとすることが原則となっており（地目変更や改築等を除く）、基準年度（今度は一九九一年度）の前年（一九九〇年）の九月末に中央が、一〇～一一月に都道府県が地点、評価等を発表し、一月一日付けで市町村長が評価し、二月末までに固定資産課税台帳に登録、そして三月一日～三月二〇日までの間が縦覧期間とされ、四月に納税通知書の発送という流れに概ねなっている（評価に対する異議申立て、通知に対する不服申立ても期間を定めて認められている）。

(2) 九一年度の評価替え

①指定市の基準地の評価

一九八九年七月一日を基準日として同日以前三年間の地価動向に基づいて評価替えが行われることとなる。したがって、八〇年代前半から始まり、八六年からピークに達していく地価高騰の影響は前回以上となる。すなわち、九月二八日に中央固定資産評価審議会が発表した指定市（県庁所在市）の基準宅地の路線価によれば「別紙」の通り、上昇率が一・三五倍を超える都市は特別区を含めて一五市となっており、前回（八八年）の二市を大きく上回っている。

②自治省の考え方

自治省は、東京から全国の大都市に地価高騰が波及する一方、地方中小都市においては地価の安定化傾向が見られる今日の状

況を「二極分化現象」とし、この「特異な地価高騰」は「投機的な土地需要や買い急ぎ心理に基づく需要の増大によるものが多分に含まれている」としている。

また、固定資産税見直しの方向について、一〇月二日の政府税調・土地小委員会に次のような考え方を提示した。

ア、土地の収益還元価格を目標に評価の均衡化・適正化を計画的に行い、固定資産税を段階的に引き上げ、中長期的にその強化を図る。

イ、このため地価公示において収益還元価格の公示を併せて行うか、あるいは地方公共団体において鑑定・公表し、その一定割合を固定資産評価に反映させ最終的には収益還元価格に一致させる。

ウ、基準地等に係る路線価の公開を実施する。このため平成三年度出来るだけ多く地点の公開を行い（地価公示の地点数を配慮―約二万―）、次回は全路線価（約四〇万とされる）を公開。

エ、個人・法人を区別して負担調整を行い、個人住宅用地については三年を超えた調整措置を講ずる。

(3) 固定資産税評価の問題点

①収益課税の問題点

固定資産の収益性に着目して課税する収益的財産税であるとされている固定資産税であるが、収益性に着目するとしてもそれは実現した収益ではなく、可能性としての収税力とされている。したがって、上昇したことをもって必ずしも収益が上がる訳ではなく、さらに居住用の個人住宅に象徴されるように収益を目的としていない所有が普遍的に存在することからも無理がある。それ故に課税標準の特例や負担調整措置を政府自ら創設したものといえる。このような矛盾はとりわけ戦後繰り返されている地価急騰によって立証されており、固定資産税の存立基盤自体をも危うくしているといえる。このため、固定資産税の評価制度を交換価値と使用価値（一定の収益還元価値を含めた）とに分けるか、個人住宅等の収益を期待しないものなどを特別に区分する等の改革が必要である。

②家屋・農地課税

同様の問題として家屋の評価においても実際は再建築価格が上昇しても新築時の評価で据え置いていることも便法としかいえない。また、市街化区域内農地問題については現に発生している収益ではなく課税当局が他の「用途」における収益性を推定して「並み」課税を行うという考え方については疑問がある。

③バブルの排除

いずれにしても、バブルを排除すると説明しても現実に発表された来年度の基準宅地に係る路線価を見れば、上昇率（京都市の八五%、名古屋市・神戸市の七三%、横浜市の六九%、札幌市の六七%など）にバブルが含まれていないなどとは到底説明出来ず、中央においてこうした不透明な評価を継続していては評価の適正化も困難といえる。

④評価の均衡化

固定資産税は一九六四年に全国一律方式の評価方法に一元化されたが、この時期は経済の高度成長を受けて戦後第二次の地価急騰時代であった。その後、狂乱地価時代、今次の急騰を経る中で地価の高騰の実態に合わせた評価替えの抑制が働いたことは地方公共団体の責任ではなく、制度的欠陥に基づくものといえる。ただし、大都市の地価急騰地域においては、最初からバブルを含んで評価される地価公示に固定資産評価を連動させれば、都市計画税と合わせると住民の負担の限界を超えた上昇率となることは明白である。したがって、評価方法の改革が求められる。

しかし、異なる問題として一億五七〇〇万筆という膨大な評価地点数を考えれば実際にトラブルが発生しているように事務上の混乱やまた地点間や筆間の不均衡が生じ

ていることも予測されるが、一方において制約された期間・人員での課税事務を強いられているという実態も見なければならない。

⑤市町村の自主税源としての地位低下

固定資産税はシャウプ税制によって地方自治の確立のための財政基盤として市町村税として戦前の家屋税から衣替えされたものであった。そうした意味においてはまさに地方自主税源の基幹的なものであり、一時期は市町村税収の四割台を占めていたが、一九六五年度には三八・六四%、一九八八年度には三二・六二%へと低下している（その分、市町村民税等が増えている）。一面では地域経済の発展の帰結であると説明出来ないことはないが、担税力に着目しながら小規模住宅等の隘路ゆえに評価替えを適切に行えず、住民税等にシフトしてきたといえなくもない。

⑥「新保有税」における混乱の危惧＝保有課税は地方税が基本

今日、土地に対する保有課税は、固定資産税・都市計画税・保有に係る特別土地保有税である（土地ではなく床に課税されるものとして事業所税がある）。すなわち、土地の保有に係る課税は地方税とされている。これは、土地課税がその地域の計画的な土地利用に資するよう、また自治体が計画的なまちづくり、生活基盤投資を行うための安定財源の確保に配慮したものである。

このことを十分に認識しないと国税としての新土地保有税創設の議論が、土地保有課税の基本は地方税源という戦後確立した考え方が揺るぎ、固定資産税評価の矛盾が看過され、固定資産税の存続基盤が中長期的に危うくなる危惧がある。

また、国税としての新土地保有税は、「土地神話」を打破するための全国的な統一施策としてその導入の必要性があるが、大都市は財政的に富裕だから国税として吸い上げようという発想だと地方自治の観点を踏み外し、中央集権的な財政構造へと近づき、地方税源の縮小という逆さまな議論となりかねない。

⑦「土地神話」の打破が必要

東京圏に始まった地価高騰は大阪圏へと波及し、さらには全国各地の大都市部にまで波及している。それによって、土地資産の持てる者と持たざる者との資産格差の急拡大、住宅取得の困難や居住条件の悪化、地上げの横行、経済活動の歪みの拡大など種々の深刻な弊害がもたらされ、さらにこうした「土地神話」に立脚した状況は、固定資産税においてもいわれなき住民負担増をもたらし、自主税源を触んでいるといわざるをえない。固定資産税の改革はこうした観点からも評価の適正化等を含め推進する必要がある。

2 固定資産税の評価替え等に対する方針

(1) 社会党の土地税制改革案

党財政金融政策委員会で議論され、「大綱」として示されているのは概略次のようなものとなっている。

①新たな保有課税

1 「高額土地資産保有税」（仮称）の創設（法人・個人所有の高額土地資産を対象とし、相続税評価額を課税標準に、〇・五～〇・八%程度の税率で毎年継続的に課税する国税。評価総額五億円、一㎡当たりの評価額一〇万円もしくは五〇〇㎡は控除。地方公共団体の先買権の保障、国公有地拡大をめざし、税収の一部を譲与税として地方公共団体に適切に配分するとともに、残余の税収を特定財源とする等）。

2 「法人土地増価税」（仮称）の臨時的実施（地価高騰によって生じた土地の含み益を公共の利益として適正に配分し利用するため、法人の土地資産を課税対象とし、土地の再評価額（相続税評価額を基準とする）と帳簿価額等との差額に対し

て課税する。税率は五～一〇%程度とし、一〇年間程度の分納。税収の一定率を譲与税とし、残余を公共賃貸住宅建設等生活基盤整備のための特定財源とする等)。

②固定資産税等の改革

1　当面、生存権・居住権に配慮しつつ評価の適正化を進め、面積や用途別税率は検討課題とする。

2　評価の適正化を進めるに当たっては、小規模宅地の負担抑制のため条例によって特例の拡充等（具体的に例示すると、現行二〇〇㎡以下価格の四分の一を課税標準としているのを三〇〇㎡以下価格の五分の一とするなど）を行うことができることとし、地価高騰地域において居住の困難が引き起こらないよう十分配慮する。

3　固定資産税評価額の路線価の公開制度を設ける。

4　都市計画税については、当面の措置として小規模宅地の特例を創設する。

5　課税対象の拡大を図るなど、特別土地保有税の改善を図る。

6　三大都市圏の市街化区域内農地については、都市計画への位置付け、線引きの適正化を図るとともに、農地として保全すべきものは新たな要件のもとに生活緑地に編入する。なお、認定条件、および譲渡等の条件については、生産緑地法等の改正を含めて厳しく見直す。

③相続税

当面、路線価を公示価格の八割程度まで引き上げ、また小規模宅地の面積基準を三〇〇㎡（現行二〇〇㎡）に引き上げ、評価額の減額率を居住用宅地を含め六〇%とする。

④土地譲渡所得課税

名称を「土地増価所得税」（仮称）に改め、長期・短期の区分を本則の一〇年に戻し（現行五年）、超短期（現行二年）の期間区分を四年とし、個人・法人とも分離課税を強化する。

⑤その他

法人課税における土地取得費の借入金利子の損金算入措置の制限強化、公的土地評価の一元化の推進、公有地化の促進、土地情報の公開等を進める。

(2)　固定資産税改革の考え方

①「標準税率の見直し」については、具体的には標準税率であるにもかかわらず自治省の指導や制裁等によって自治体が地価状況に合致した税率の変更等が行いえず、評価の硬直化をもたらしていることをやめさせ、自治体の税率決定を容易にし、適正な評価を行えるようにすべきである。

②また、税率については、その所有する土地の規模を区分して段階税率とする方法、住宅地、事業用地など用途に応じて区分する方法など幾つかの指摘があるが、それぞれただちに行うことは隘路があるため、検討課題とする。

③さらに、特例の拡充については、全国的な地価上昇率のバラツキ、市町村財源の安定確保を勘案すると、税率を一律に上下させたり、特例を一律に拡大すれば個々の自治体においては膨大な税収減となること等から、条例で地域の上昇率の実態にあわせて特例を拡充できるようにするという趣旨である。

④ただし、この場合、不交付団体は比較的問題が少ないが、交付団体については代替財源の保障が必要となることは当然であり、その財源は国において保障するべきである。したがって、このことからも国税の新土地保有税において、その税収の一部を譲与する必要があるし、起債制限等をやめることは当然である。

⑤また上記方針においては、評価に対する考え方は、「公的評価の一元化」推進としてあるが、バブルを含んだ地価公示と、それを前提とした未実現の譲渡所得を勘案した相続税評価、収益性に着目した固定資産評価という現状においては、公的地価評価方法の一般的な統一は考えられても課税標準については一致させることの整合には疑問が

生じ、むしろ異なることの方が適当であると考えられる。

⑥固定資産評価については、中長期的には用途に応じて使用価値（一定の収益価値を含めた）・交換価値に分けて算定する等、現行評価制度の改善を図るとともに、いわゆるバブルの吸収や未実現の収益価値、交換価値等については別途の課税方式とするなどに整理していくべきものと考える。

⑦以上の改革の考え方は、いずれも来年度の評価替えにただちに対応する具体的対応策というより、固定資産税改革の中長期的な方針を示したものである。

(3) 来年度の評価替え等に対する具体的方針

①評価替えは適切に実施

評価替えについては現行制度を踏まえ、適切に実施し、適正化を図るものとする。一部に評価替えそのものを中止すべきという意見があるが、この手法はまさにバブル目的の保有地も含めて恩恵をこうむることとなり、また益々実態と評価の格差を拡大し、問題を三年後に先送りするだけの措置となる。

②負担調整期間の延長等のみでは不適当

負担調整を三年以上の期間とするという考え方は、評価を四～五年（その後一〇年案も提案）に一度に改めることを含むのか否か不明であるが、いずれにしても評価の凍結と同様に問題を先送りし、しかも小規模住宅用地等に対する大幅な負担増を容認し、引上げを段階的に実施するに過ぎず、かえって将来的な地価上昇を誘発させる危険性があり、賛成出来ない。

③住宅特例の拡充を

住宅用地特例（二〇〇㎡を超える部分）、小規模住宅用地特例（二〇〇㎡以下の部分）については、原則二分の一、四分の一としながら、さらに条例で三三〇㎡まで五分の一まで拡充できることとし、都市計画税については二分の一、四分の一特例を創設できることとする。

＊今回の評価替えは、指定都市の基準値の路線価で一・〇六五倍（鳥取市）から一・八五一倍（京都市）の間であるから、具体的にいえば鳥取市においては特例を拡充せずとも負担はほとんど上昇せず、京都市の場合は五分の一とすることによって負担増は微増にとどまる。また、都市計画税については税率を調整するか、特例を創設するかで調整すべき地域もある。

いずれにしても、上昇率に偏在があり、全国一律的な変更では個々の負担増と個々の団体の税収に重大な変更を来すことになるので、こうした方法を選択するものとする。

④代替財源の保障

なお、評価替えを行えば当然当該市町村の支出は増加せざるをえなく、条例による特例の創設により増加すべき税収が抑制され、財政的には減となることが予想される。しかし、条例による特例拡充は、自治体にその原因と責任がある訳ではなく、その責任はバブル経済、土地神話を誘導し、固定資産評価の欠陥を放置してきた国にある。

したがって、国税として創設される新土地保有税の税収のうち一定割合を譲与し、その一部をもって特例拡充の代替財源として保障することとする。

⑤評価の公開等

評価地点の評価の公開については、全地点の公開をめざし、当面、実態等を勘案しながら閲覧期間における閲覧者制限を緩和・撤廃等を講ずるとともに、来年度においては着実に地価公示地点の公表を実施する。

⑥特別土地保有税の強化

特別土地保有税については、創設される国税の新保有税とはかかわらず次のような内容で強化する。

1　免税点を一律一〇〇〇㎡程度に引き下げるとともに、免除土地の特例はすべて廃止する。

宅地の指定市における基準宅地に係る路線価

都道府県	指定市名	基準宅地の所在地		平成3年度路線価（千円／㎡）	昭和63年度路線価（千円／㎡）	上昇割合（平3/63）（倍）
北海道	札幌市	中央区南一条西三町目	南一条通り	2,920	1,750	1.669
青森	青森市	新町一丁目	新町通り	550	500	1.100
岩手	盛岡市	大通り二丁目	大通り	590	520	1.135
宮城	仙台市	青葉区中央一丁目	青葉通り	2,150	1,390	1.547
秋田	秋田市	中通り二丁目	駅前通り	540	485	1.113
山形	山形市	香澄町一丁目	駅前通り	475	425	1.118
福島	福島市	栄町	駅前通り	655	540	1.213
茨城	水戸市	宮町一丁目	駅前通り	750	650	1.154
栃木	宇都宮市	馬場通り二丁目	大通り	1,110	905	1.227
群馬	前橋市	千代田町二丁目	中央通り	615	510	1.206
埼玉	浦和市	高砂一丁目	駅前通り	1,580	1,070	1.477
千葉	千葉市	富士見二丁目	駅前通り	2,230	1,370	1.628
東京	特別区	中央区銀座五丁目	中央通り	7,680	5,670	1.354
神奈川	横浜市	西区南幸一丁目	駅西口バスターミナル前通り	4,345	2,565	1.694
新潟	新潟市	古町通七番町	古町通り	1,065	995	1.070
富山	富山市	総曲輪三丁目	総曲輪通り	905	815	1.110
石川	金沢市	片町二丁目	片町通り	1,250	915	1.366
福井	福井市	中央一丁目	駅前電車通り	785	705	1.113
山梨	甲府市	丸の内一丁目	駅前通り	870	740	1.176
長野	長野市	大字南長野字石堂東沖	駅前通り	565	435	1.299
岐阜	岐阜市	柳ケ瀬通一丁目	柳ケ瀬通り	1,000	820	1.220
静岡	静岡市	呉服町二丁目	呉服町通り	1,200	870	1.379
愛知	名古屋市	中区栄三丁目	広小路通り	3,300	1,910	1.728
三重	津市	丸之内	国道23号通り	355	320	1.109
滋賀	大津市	末広町	駅前通り	380	300	1.267
京都	京都市	下京区御旅町	四条通り	3,545	1,915	1.851
大阪	大阪市	北区角田町	御堂筋	5,005	3,250	1.540
兵庫	神戸市	中央区三宮元町一工区	三宮センター街	3,390	1,955	1.734
奈良	奈良市	東向中町	大宮通り	620	440	1.409
和歌山	和歌山市	本町一丁目	ぶらくり丁通り	875	775	1.129
鳥取	鳥取市	永楽温泉町	若桜街道通り	410	385	1.065
島根	松江市	朝日町	駅前通り	325	295	1.102
岡山	岡山市	本町	市道M１号線通り	1,465	1,155	1.268
広島	広島市	中区胡町	電車通り	2,790	1,905	1.465
山口	山口市	米屋町	商店街通り	150	135	1.111
徳島	徳島市	元町一丁目	元町通り	885	830	1.066
香川	高松市	常磐町一丁目	常磐街	975	895	1.089
愛媛	松山市	湊町四丁目	銀天街	975	895	1.089
高知	高知市	帯屋町一丁目	帯屋町通り	885	845	1.047
福岡	福岡市	中央区天神二丁目	渡辺通り	3,030	2,080	1.457
佐賀	佐賀市	中央本町	中央大通り	285	255	1.118
長崎	長崎市	浜町	浜市通り	1,450	1,090	1.330
熊本	熊本市	手取本町	下通り	1,555	1,240	1.254
大分	大分市	中央町一丁目	中央通り	905	765	1.183
宮崎	宮崎市	橘通西三丁目	橘通り	605	525	1.152
鹿児島	鹿児島市	千日町	天文館通り	990	800	1.238
沖縄	那覇市	牧志二丁目	国際通り	530	425	1.247

2　保有分の課税期間を廃止し、取得分の税率については四％とする。

3　遊休地に対しては取得時期を問わず課税する等の措置を講ずる。

⑦市街化区域内農地課税

党「大綱」の通りとする。

(4)　自治体議会における取組みについて

固定資産税を含む土地保有課税問題は地域に密着した問題であり、国・中央が一方的に決定すべき問題ではない。したがって、固定資産税問題に対する討議を自治体議員団等に要請するとともに、自治体議会における意見書の採択等の努力を要請する。

〔意見書例〕

①土地保有課税の検討に当っては、その基本が地方税源であることを踏まえるとともに、国税の新設においては固定資産税に影響を及ぼすことのないよう慎重な配慮を行うとともに、国税の一部を譲与する等の措置を講ずること。

②来年度における固定資産税の評価替えについては、評価の適正化を推進するとともに、小規模住宅用地、住宅用地の特例については条例で拡充できることとし、その所要財源の保障を国において措置すること。

また、固定資産評価方法について用途に応じた課税評価方法への改革等を検討するとともに、固定資産評価の公表の推進を着実に図ること。

③都市計画税において固定資産税と同様の課税標準の特例を創設するとともに、特別土地保有税の強化を図ること。

一九九〇・一〇・二五

原子力の日に際しての申し入れ

チェルノブイリのその後は、原発の大事故がいかに深刻な悲劇をもたらすかをだれの目にも明らかにしています。核戦争と同様に、原発の大事故も絶対にあってはならないことであり、いまやノーモア・ヒロシマ・ナガサキに劣らず、ノーモア・チェルノブイリは人類の悲願になっています。そのためには国の責任ある立場の人々が、さらに四〇基もの大型原発を造ろうなどという無謀きわまりない方針や、世界的にすっかり破産した高速増殖炉とそのための再処理工場建設の方針を根本的に転換するとともに、悲劇的大事故の発生に関連した事故や故障を起こしている原発については、抜本的な改善をするか、廃炉にしなくてはなりません。

技術先進国である日本は、エネルギー利用効率の向上、省エネルギー、浪費の解消、炭酸ガスの固定・有効利用による排出削減、新エネルギーの開発などをこそ、科学技術の潜在力と経済力とを活かして急速に発展させ、国際協力を推進して世界に貢献しなくてはなりません。この国民的立場から原子力の日にあたり、次のことを強く申し入れます。

記

一、福島第二原発3号機の再循環ポンプについては、ケーシングは取替えるどころか、傷を削り取ったあと、全体の超音波探傷試験も、放射線探傷試験も実施しないまま運転を再開しようとしている。これは将来取り返しのつかない大事故を引き起こす危険性が大きくなるばかりでなく、東電社長の「新品同様にしてからでなければ『運転再開』という言葉は使わない」との約束にも反するものである。したがって運転再開は中止すること。

二、蒸気発生器の細管損傷があまりにも多くなってしまった高浜原発二号機、大飯一号機、玄海一号機については、廃炉にするか、せめて速やかに運転を停止して蒸気発生器を交換すること。

三、放射性廃棄物の地中処分計画と再処理工場の建設計画は中止するとともに、それら廃棄物や使用済み核燃料は外部に持ちだすことなく、発生者責任に基づき住民監視のもと原発敷地内で管理保管するよう改めること。

四、ＬＮＧの多角的な開発輸入と利用を推進するとともに、燃料電池発電やコ・ジェネレーションや太陽光発電や超電導技術等の開発を促進し、電気事業法を改正すること。

また電源三法による交付金や助成金は、離島の小型発電はもとより、地域分散型・非原子力発電にこそ振り向けるよう改めること。

以上、強く申し入れる。

一九九〇年一〇月二五日

日本社会党政策審議会
会長　伊藤　茂
日本社会党科学技術部会
部会長　野坂浩賢
日本社会党科学技術政策委員会
委員長　辻　一彦

科学技術庁長官
大島友治　殿
通商産業大臣
武藤嘉文　殿
資源エネルギー庁長官
緒方謙二郎　殿

一九九〇・一〇・三一

一九九一年度郵政省関連予算及び重要施策に関する申し入れ

郵政三事業と電気通信、電波・放送行政の「責任官庁」である郵政省が果たすべき役割には大きなものがある。特に、現在、進行中である一九九一年度郵政省予算編成作業の帰趨と重要施策のとりまとめに、われわれ社会党は重大な関心を持っている。

先に示された一般会計概算要求額は、政府決定のシーリング枠を守らざるを得ないという状況にあったとはいえ、郵政省の態度は従来からの「予算配分」の改革を迫る姿勢に欠けたものといわなければならない。全国約二万四〇〇〇の郵便局を持つ郵政三事業と高度情報化社会の進展の中で時代が要請する新しい役割からすれば、郵政省は、すでにわれわれ社会党が主張してきているように一般会計予算額の大幅増額の実現にとり組むべきである。

また、郵政三事業は、民間企業との激しい競争関係の中で「サービスの充実と向上」に成果をあげているものの、今後取り組むべき課題は多い。このため、われわれは、衆参の国会審議等を通じて制度の改革と各特別会計の予算編成、施策のとりまとめに向けて提案を重ねてきている。また同時に、われわれは、電気通信、電波・放送行政の在り方についても、公正な競争と消費者の利益を充実させる観点から、規制緩和に積極的に取り組み、その成果をあげるように要求しているところで

ある。

したがって、予算編成と重要施策の取りまとめ作業の最中にある郵政省に対し、われわれ社会党は以下の点を特段に重視し、改めて申し入れるものである。

記

一、一般会計予算及び関連する重要施策について

1　情報通信政策の「責任官庁」として新しい時代の要請に応えていくため、郵政省は、政策決定過程への公正な参加と公開、また、審議会、研究会等を含む行政の透明性を具体化するための制度の改善・改革を図ること。

2　情報通信の社会的基盤整備を促進するため、「公共投資の別枠」の活用と、金融・税制等の支援措置を講ずること。

3　電気通信、電波・放送行政分野の規制緩和を進めること。

二、特別会計予算及び郵政三事業に関わる重要施策について

1　郵便局の窓口で住民票やパスポート等の「各種行政窓口代行サービス」を受けることができるよう制度改革を図るとともに、今後、郵便局を「ニューメディア・サービスセンター」や「福祉窓口」等の「コミュニティー・センター」として機能させていくため、局舎の有効活用を含む条件整備を進めること。

2　郵便事業のサービスの充実にとり組み、超特急郵便、即日配達地域の拡大、配達期限や日時指定サービス等の充実を図ること。

3　業務運行基盤の確立及び郵便物の増加に対応する要員確保に万全を期すこと。

4　郵便貯金事業に関わる規制緩和を進め、郵便貯金の預入限度額の引き上げ、給与振込み制度の改善、個人貸付け制度の創設、シルバー貯金制度の創設、現金自動預入支払機（ＡＴＭ、ＣＤ）稼働時間の延長等、サービスの改善と充実に取り組むこと。

5　郵便貯金資金の自主運用枠の拡大・制度の改善を図るとともに、地方還流を進めること。

6　簡易生命事業については、加入限度額の引き上げ、介護サービスを含む新商品の開発等、サービスの充実及び、資金運用の多様化を図ること。

7　週休二日制、時間短縮の実現、賃金、宿舎等の改善の実現を図ること。

8　郵政三事業の運営にあたって、労使間の意思疎通をより緊密に図ること。

右、申し入れる

一九九〇年一〇月三一日

日本社会党政策審議会
逓信部会長　大森　昭

郵政大臣
深谷隆司　殿

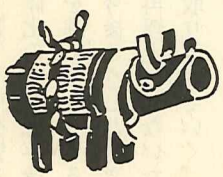

一九九〇・一一・一

NTT・電気通信の当面する課題への取り組みについて

日本社会党政策審議会
電気通信対策特別委員会

NTT（日本電信電話株式会社）と電気通信に係わる、われわれとしての当面、最大の政策課題は、再びNTT分割の動きを浮上させないための取り組みにある。われわれは、今春、NTT法の「五年見直し」に対応する中でNTT分割の思惑をともかくも一九九五年までの五年間「凍結」させることに成功した。しかし、「NTTを分割させたいとする」動きには、なお根強いものがあり、したがって、われわれはここ一～二年の取組みがきわめて重要であると考えている。

われわれは、すでに「国民のための電気通信新秩序を目指すわれわれの基本姿勢――NTT分割案批判と改革への今後の取組み」（一九九〇年三月二八日＝別紙・参考資料）を明らかにしている。以下は、この「基本姿勢」に沿って、当面、われわれが取り組む考え方のポイントを改めて整理したものである。

1　NTTの一元的ネットワークの維持・分割案の再浮上を阻止

(1)　NTT法の「五年見直し」の最大の問題とされてきた「分割」について、政府・郵政省は今春三月三〇日「会社法附則第二条に基づき講ずる措置」を発表、この中で「NTTの在り方について、平成七年度に検討を行い結論を得る」とする見解を明らかにした。郵政省は、これによって今後五年間、NTTの分割問題を棚上げ・凍結したことになり、われわれは、これを評価できる。

(2)　市場競争の下でNTTが、会社法で義務付けられている「あまねく公平な電話サービスの提供」と、より安価で、より良質なサービスの提供、電気通信事業のリーディング・カンパニーとして公益性を発揮していくため、われわれはネットワークの一元的維持を絶対不可欠なものと考える。

(3)　しかし、郵政省等には、公正競争からの観点を理由にしてNTTの分割を主張し、「講ずる措置」の具体化の中で五年後に向けて分割の条件づくりを進めようとする動きがある。われわれは、今後こうした動きに注意を払いつつ分割案を再浮上させないため、政策立案など積極的に取り組んでいく。

2　電気通信事業に対する規制緩和の推進

(1)　郵政省は、「講ずる措置」の中でNTTの事業部制の徹底や移動体通信の分離、効率化の徹底などを求め、その具体化を推し進めようとしている。また、許認可権をバックにした「料金・サービス」問題に対する規制措置に見られるように、これらは、市場競争のメリットを引き出すことにはなっていないばかりか、逆に競争を阻害し、消費者の要求に応えられない弊害の多い行政になってしまっている。

(2)　われわれは、郵政省に対して「講ずる措置」で明記している「国民・利用者（消費者）の一層の向上及び電気通信事業の一層の活性化を図るために必要な規制緩和を実施する」ことの具体化を強く求めたい。また同時に、NTTに対しても、公正競争条件づくりの観点からディスクロジャーを進め、事業の

公益性を確保しつつ、市場競争のメリットを引き出せる新しい電気通信料金・サービス等に積極的に取り組むことを求めたい。

(3) 当面、われわれは、国民・利用者の関心の高い電話料金遠近格差の是正や単位料金区域の拡大・均衡化など「新しい電気通信サービス料金」政策の具体化に取り組むとともに、NTT問題についても、民営化にふさわしい制度の確立をめざし、株式放出・政府保有のあり方、エクイティファイナンス、外国人の株式保有禁止の規制緩和など関係法改正の作業にとり組む。

3 当面する課題への対応

(1) 以上、当面する課題に対しては、当該委員会三役を中心に遖信、大蔵各部会等の協力のもとに作業を進め、当総会に報告、了承を求めていきたい。

(2) 関係法令の改正作業は、三役を中心に進める。

安心、豊かな新世紀へ「国民福祉計画法」と「社会資本整備一〇カ年計画」の策定を

1 日本は世界第二位の経済大国を誇り、一人当りGNPも急激な円高のためとはいえアメリカを凌駕するにいたった。しかし、国民がこうした経済の豊かさを生活の中で実感できることは極めて少ない。この原因としては、内外の価格差、長い労働時間とともに、住宅をはじめとする社会資本の貧しさが指摘されている。一九八〇年代は財政危機を理由に公共投資が抑制され、社会資本整備は大きく立ち遅れてしまった。国民生活基盤整備の定見もなく、その場しのぎの財政運営に汲々としてきた政府・自民党の失政のつけが国民生活にまわってきたといえよう。

2 政府は今後一〇年間に四三〇兆円の公共投資（うち一五兆円は調整枠）を実施することになった。これは、直接的には日米構造協議の中から浮上してきたものであるが、日本の国民生活にかかわる社会資本整備の現状を見たとき、むしろ日本自身の課題として積極的に取り組む必要がある。一九九〇年代は二十世紀の最後の一〇年間であり、日本経済が社会資本整備のための大きな負担力を保持し、貯蓄率も高い水準を維持すると考えられる。この一〇年間に日本の経済力にふさわしい国民生活の質の向上を果たすための社会資本整備を成し遂げると共に、二一世紀の本格的な高齢化社会を迎えるための福祉社会の建設に取り組むことのできる、おそらく最後の機会と考えられる。

3 福祉社会の建設という目標を達成するため、社会資本の整備と共にマンパワーの確保・養成、地域介護システムの確立、施設運営のノウハウの開発・普及などソフト面の整備も一体のものとして進めなければならない。従って、道路や施設などハード面の計画である「社会資本整備一〇カ年計画」を作成すると共に、新たに制定する「国民福祉計画法」（仮称）に基づく「国民福祉計画」において、生活関連の公共投資計画とソフト面の整備計画を一体のものとして盛

り込むことが必要である。

4　四三〇兆円という公共投資額は、今後一〇年間の日本経済の成長率予測などからしてさほど大きなものではない。従って、生活関連の社会資本整備にかなり傾斜配分していかないと、所期の目的を達成することは困難である。生活・福祉関連の事業に重点的に投資するため、ここ十数年来固定的になっている各公共事業計画の配分比率を見直し、各事業計画の枠を弾力的に運用する必要がある。このため、内閣総理大臣を本部長とする「社会資本整備実施本部」を設置し、各省庁の事業を調整すると共に、進捗状況を調査して国会に報告するよう求める。

5　従来型の公共投資の枠に留まっていては真の国民生活の質の向上は成し遂げられない。従って、「社会資本整備一〇カ年計画」においては、新しい公共投資の概念の下に進められるべきであり、社会福祉、教育、環境保護、省エネルギーや森林の保護・育成などのための事業や新技術の開発の計画などを盛り込む。

一、公共投資の七〇%を国民生活関連部門に

四三〇兆円の公共投資の七〇%程度を国民生活の向上に直接かかわる分野に配分する。

重点的に投資すべき事業としては、住宅、下水道、都市公園、環境整備、地域公共交通、医療、高齢者・心身障害者福祉、教育、文化、スポーツなどに関連するものとする。以下、重点を置くべき国民生活関連の公共投資部門を例示すれば次のようになる。

1　**〔住宅、下水道を前倒し整備〕**国民生活の向上に直接係る公共投資のうち、国民生活にとってとくに緊急性の高い事業である大都市での公共賃貸住宅の建設・居住水準の向上と、地方の中小市町村における下水道の整備事業については、整備目標の七〇%を前半の五年間に前倒し達成することを目指す。

2　**〔中堅層向け公共住宅に重点〕**劣悪な住宅事情は、国民が生活の豊かさを実感できない最大の理由である。快適な住生活の実現のため一戸当たり平均床面積一〇〇平方メートルの達成を最小限の目標とし、最低居住水準以下の住宅の解消を図る。とくに、東京、大阪など大都市においては、政府が従来推進してきた個人持ち家政策は限界にきていることから、国公有地を活用した中堅所得者向けの公共賃貸住宅の大量建設などによって、全住宅戸数に占める公共住宅の比率を二〇%に高めるなど、抜本的な施策を講じる。

3　**〔下水道は総人口普及率八〇%に〕**下水道については、現行の排水・浄化制度の組合せにより中小市町村での事業の積極的な展開を図り、二〇〇〇年の総人口普及率八〇%を目標とする。その際、建設省の下水道事業、農水省の集落排水事業、厚生省の合併処理浄化槽設置整備事業の調整を図ると共に、下水道事業の進展に伴う河川や海洋の富栄養化など、環境汚染を防止するため事業の合理的調整を行う。

4　**〔公園は一人当たり一〇平米に〕**都市公園については、二〇〇〇年に都市住民一人当たり面積一〇平方メートル以上を目標とし、防災目的も合わせて確実に整備を進める。また、農村部においても、スポーツや住民交流など多機能を備えた公園を整備する。

5　**〔リサイクルを重視〕**廃棄物処理施設については焼却、資源化などにより一〇〇%の減量処理ができるよう整備を進める。最終処分地問題については、安易な海上埋立てのみに頼らず、行政が責任をもって安全に処理できるようシステムを確立する。また、省資源化のためのリサイクルの推進を目指し、回収業者の共同処理施設の建設への公的助成を行うなど、リサイクルシステムの確立へ積極的な施策を推進する。

6　**〔生活道路の整備〕**地域における住民の利便性向上のため、生活道路の整備を進める。

とくに市町村道の舗装率を大幅に引き上げることを目指し、現行六〇%程度の舗装率を二〇〇〇年に八五%へ引き上げることを目標とする。

7 **〔総合交通体系の確立〕**地域住民の交通の利便性を図るとともに、地域間の交通格差の是正に努める。通勤時の混雑緩和を図るため、地下鉄や通勤新線の建設を促進。都市部におけるバス・タクシー等公共交通の復権を図るため道路整備や駐車場その他の設備の拡充を図る。全国の空港、港湾及び鉄道の整備を進める。

8 **〔国土保全・森林資源の保護〕**自然環境の保護を進め、国民が自然と親しめる環境造りに取り組むとともに国土の保全に努める。とくに、森林資源の保護と再生産に重点的に取り組む。治山事業では、二〇〇〇年に荒廃地の一〇〇%整備を達成することとし、予防治山事業も重視する。林業基盤の整備については新たに公共事業計画を設け、二〇〇〇年の目標を育成天然林では現状の四倍の一〇〇万ヘクタール、人工林では八五〇万ヘクタールとし複層林の比率を現状の五倍程度に増加させる。これに見合って林道を整備し、事業単価の適正な引き上げを図る。また、国民が森林に親しめるための保健休養機能を充実させる。雪害対策や護岸事業も積極的に推進する。

9 **〔省エネのシステムを整備〕**地球環境保全のためにもエネルギー源の多様化、地域分散化が必要であり、このため燃料電池等「コ・ジェネレーションシステムの推進、太陽光発電、廃熱利用システムなどをはじめとする新技術の実用化・普及を推進する。新たに造る公共施設の五〇%にソーラー・システムを設置することを目標とする。

10 **〔ノーマライゼーションの確立〕**本格的な高齢化社会を迎えるため、小学校区または中学校単位での地域介護システムの確立を目指し、個室を中心とした小規模の「居住型」老人ホーム一万箇所の設置をはじめ、老人病院、重度障害者施設など諸施設の整備を抜本的に進める。また、道路、住宅、公共施設、交通機関、その他不特定多数が利用する公共的施設などを、高齢者や障害者が利用しやすいように全国的に改造する事業を推進する。

なお、高齢者も地域社会のなかで生活できることをめざし、週五日、一回二時間の訪問介護が受けられるよう、二五万人のホーム・ヘルパー配置を目標とする。

11 **〔大学や研究所を適正配置〕**学校、研究施設の整備、研究所や大学の適正配置、社会教育施設の充実、公民館などへのアミューズメント機能の付与などを進める。とくに、大都市周辺での過大規模校解消や、潤いのある教育を実現するため学校図書館の充実、学校食堂の整備を図る。また、留学生の受入れのため、留学生会館を大幅に増設する。留学生の初期の一時的滞在のための施設も整備する。

二、国土の均衡ある発展と首都機能移転

国土の均衡ある発展と東京一極集中の是正はきわめて緊急・重要な目標であり、このため、地域的な社会資本整備資金の配分の見直しも含め、総合的に施策を推進する。こうした施策の一環として、国会、中央行政機関など首都機能の移転と大胆な分権制への移行の実現を目指す。二〇〇一年から建設に着手できるよう首都機能の移転問題に関する調査研究を進め、二〇〇〇年までに移転先も含めて結論を得る。

三、財政確保についての基本的考え方

1 今後一〇年間に四三〇兆円という投資額は、一九八一～九〇年間の公共投資額二六三兆円に比べると大幅な増加だが、成長率予測や八〇年代の緊縮財政政策によって公共投資が極めて抑制されていたことなどを考えると、さほど大きな額ではない。八〇年代はGNPが一・四三倍になったのに対して公共投資額の伸びは一・一七倍とGNPを下回った。九〇年代に四三〇兆円の公

共投資を達成するには、年間の平均伸び率を六・三％とする必要があり、これは各シンクタンクの発表している九〇年代の想定経済成長率四％台後半を一・五％程度上回る。GNP比では九〇年度の七・二％に対し二〇〇〇年に八・四％とやや上昇する程度である。

2　財源は租税、建設国債、財政投融資資金、民間資金を組み合わせることになるが、一〇年間に四三〇兆円という投資額は、経済成長率が順調な伸びを続けるかぎりさほど無理なものではないので、租税を柱とし建設国債を補完的に活用するという節度ある財政運営を行うことが必要である。新たに設ける新土地保有税及び法人土地増価税の税収の一部も社会資本整備の財源に充当する。民間の金余りの吸収の面からも、地方債の活用を重視する。

3　今後の公共投資計画においては、住民生活と密着した事業が中心となる。この面からも、補助金のメニュー化を大幅に進めることをはじめ、補助金カットの廃止や交付税制度の充実など、地方自治体が必要な事業を自主的に進められるよう、十分な財源の確保を行う。

四、留意すべき事項

1　**〔インフレ抑制を重視〕**四三〇兆円の公共投資実施は、やり方次第ではかつての「日本列島改造」時のような超インフレを招きかねない。各年度の経済状況に見合って事業計画を弾力的・機動的に実施すると共に、インフレ心理をあおるような大型プロジェクト中心主義を極力避ける必要がある。とくに、地価の抑制は極めて重要であり、土地保有税の新設や適切な利用計画の策定、公有地信託制度などを含め国公有地の有効利用など、必要な施策を協力に推進する。

労働力の確保にも十分な留意をする必要があり、女性や高齢者が社会進出しやすくするための環境整備に努める。

2　**〔談合を排除し入札を公正化〕**公共投資を進めるに際して、事業契約の公正さの確保が重要となる。談合を排除して一般競争入札の原則を徹底させ、国内・国外を問わず入札求望者の参加を保証する措置の整備、情報の公開、保険制度の確立などを進める。官僚と業界の癒着を防止するため、官僚の在職官庁と関係ある営利企業への再就職は例外なく三年間禁止する。官公需を受注する企業及び団体の政治献金は禁止する。

五、「国民福祉計画法案」について

1　福祉社会建設のため今後一〇年間を期間として、社会資本の整備と地域介護システムの確立やマンパワーの確保・養成などソフトの整備を一体のものとした「国民福祉計画」を立案・推進し、本格的な高齢化社会に対応できる福祉社会を建設することを目的とする。この法律における「福祉」は、保健、医療など、狭義の社会福祉だけでなく、住宅、下水導、公園整備、自然環境保護、地域公共交通の確立などによってもたらされる国民生活のアメニティの向上とする。

2　政府は「国民福祉計画」を作成して国会に報告するとともに、この「国民福祉計画」に基づいて各公共事業計画などを作成する。都道府県及び市町村も国の計画に基づいて「地方福祉計画」を作成する。

3　内閣総理大臣の諮問機関として「国民福祉計画審議会」を設置する。「国民福祉計画」を作成するときは「国民福祉計画審議会」の意見を聞かなければならない。「国民福祉計画審議会」の委員は国会の承認人事とする。

国民福祉計画法案要綱

第一　目的

この法律は、国民福祉計画及び地方福祉計画の策定並びにこれらの計画の達成に必要な措置について定め、もって福祉社会の

建設に寄与することを目的とすること。

第二　基本理念

福祉社会の建設は、住宅、下水道等の社会資本の整備、社会保障制度等の国民福祉を増進するための制度の整備等により、豊かで安定した国民生活を実現することを基本理念として行うものとすること。

第三　国民福祉計画

一　計画の策定

国は、福祉社会を建設するため、次に掲げる基本方針に基づき、国民福祉計画を定めるものとすること。

1　良質な住宅の確保、良好な生活環境の確保等生活基盤の充実を図ることにより、国民生活の質を向上させること。

2　地域の特性に即した交通通信体系の整備等により、地域経済社会の均衡ある発展を図ること。

3　国民が、豊かな自然環境の恵沢を享受できるようにすること。

4　国土及び国民を災害から保護すること。

5　社会福祉施設の整備、介護体制の整備等により、高齢者及び障害者が、地域社会で快適に生活できるようにすること。

6　児童福祉施設の整備等により、女性の社会参加を容易にすること。

7　教養文化施設、スポーツ施設等の整備等により、国民が、余暇を有効に利用できるようにすること。

二　計画の内容

国民福祉計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

1　住宅、下水道等の社会資本の整備に関する事項

2　福祉社会の建設のために必要な人材の確保に関する事項

3　福祉社会の建設のために必要な社会福祉施設等の運営及び福祉サービス等の役務の提供に関する技術及び知識の研究、開発及び普及に関する事項

4　医療に関する情報、交通に関する情報その他福祉社会の建設のために必要な情報の収集、整理及び提供に関する事項

5　その他福祉社会を建設するために必要な事項

三　配慮事項

国民福祉計画は、地価の安定、物価の安定、資源の効率的な利用及び国際化への対応に配慮したものでなければならないものとすること。

四　計画の期間

国民福祉計画は、平成三年度を初年度とする十箇年計画とするものとすること。

五　計画の策定手続

1　内閣総理大臣は、国民福祉計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

2　内閣総理大臣は、国民福祉計画の案を作成する場合には、国民福祉計画審議会の意見を求めなければならないものとすること。

六　他の国の計画との関係

国民福祉計画以外の国の計画は、二に定める事項に関しては、国民福祉計画を基本とするものとすること。

七　計画の変更

政府は、国民福祉計画が、情勢の推移等により適当でなくなったと認めたときは、五に定める手続に従い、これを変更することができるものとすること。

第四　国民福祉計画を達成するための措置

国は、国民福祉計画を達成するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならないものとすること。

第五　国会に対する報告

一　政府は、国民福祉計画を策定し、又は変更したときは、これを国会に報告しなければならないものとすること。

二　政府は、毎年度、国民福祉計画の達成状況を国会に報告しなければならないものとすること。

第六　地方福祉計画

一　都道府県福祉計画

1　都道府県は、第三の一に掲げる基本方針に基づき、都道府県福祉計画を定めるものとすること。

2　都道府県は、都道府県福祉計画を定める場合には、住民の意向を十分に反映させるようにしなければならないものとすること。

3　都道府県福祉計画の内容、配慮事項、期間及び変更については、第三の二から四まで及び七を準用するものとすること。

4　都道府県福祉計画は、国民福祉計画に調和したものでなければならないものとすること。

二　市町村福祉計画

1　市町村は、第三の一に掲げる基本方針に基づき、市町村福祉計画を定めるものとすること。

2　市町村は、市町村福祉計画を定める場合には、住民の意向を十分に反映させるようにしなければならないものとすること。

3　市町村福祉計画の内容、配慮事項、期間及び変更については、第三の二から四まで及び七を準用するものとすること。

4　市町村福祉計画は、国民福祉計画及び都道府県福祉計画に調和したものでなければならないものとすること。

第七　地方公共団体に対する財政措置等

国は、地方福祉計画を達成するため地方公共団体が講ずる措置に関し、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとすること。

第八　国民福祉計画審議会

一　設置

総理府に、国民福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置くものとすること。

二　所掌事務

審議会は、第三の五の2により意見を述べるほか、福祉社会の建設に関する重要事項について調査審議するものとすること。

三　組織

1　審議会は、委員二十人をもって組織するものとすること。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとすること。

第九　施行期日等

この法律の施行期日等所要の規定を設けること。

一九九〇年一一・六

環日本海圏政策の大綱

日本社会党

I　環日本海圏政策の確立に向けて

1　われわれのめざす環日本海圏とは

われわれのめざす「環日本海・東海圏」（以下、日本海と省略）とは、地理的に日本列島と日本海を核としてその周辺に位置する中国東北部、朝鮮半島、ソ連極東地域そしてモンゴルなどを含む地域の総称である。その地理的国際環境を重視し、歴史的に深く結び付きつつそれぞれ異なった文化を持つ民族が新しい国際秩序を形成することを目標とする。そのため、それぞれの国の自治体と市民が社会・経済・文化面で積極的に交流を重ね、相互理解を深めなければならない。

われわれは二一世紀に向けて日本海を「平

和と友情の海」にしながら互恵平等の原則を尊重した「わかちあう」「たすけあう」「つたえあう」の三要素を基本理念として、その自然環境とそこから生ずる利益を共有し、平和共存を図っていくためのグローバリズムに立脚したもうひとつのネットワーク国際社会を創造する。

2　なぜ、いま環日本海圏なのか——その歴史的経過

(1)かつて日本海沿岸地域および隣接する内陸部と朝鮮半島・ソ連極東地域・中国東北部・モンゴル共和国などとの関係は、それぞれの国によって濃淡の度合いは異なっていたものの、日本海は東西文化の交流で栄えたシルクロードとして、古代から今日に至るまでの長きにわたって直接的、間接的にさまざまの分野で交流が行われてきた。

(2)国内的には江戸期の日本海は北前船の航路として、沿岸の主要地域に港湾が整備され、廻船問屋というわが国独特の流通機構を発達させ、そのネットワークが張り巡らされるなど、物流の大動脈として江戸期経済の華やかな舞台であった。だが、これら日本海沿岸諸国との交流関係とその発展の可能性は閉ざされ、日清・日露両戦争、シベリア出兵、朝鮮半島の植民地支配、さらには第二次世界大戦へとエスカレートした日中戦争などに象徴されるように、日本の近代化以降、不幸な関係のみに推移した。

(3)この不幸な関係は、東西の対立という第二次世界大戦後から今日まで続いた冷戦構造のもとで改善されることはなかった。とりわけ国内的には戦後の対米偏重の内外政策のもとで、太平洋臨海工業ベルト地帯を軸とする経済発展が追求されたこともあって、日本海沿岸については、今日まで十分な考慮が払われてこなかった。

こうした太平洋沿岸に集中した経済構造は、国内的には太平洋沿岸地域に公害を激化させるとともに、日本海沿岸の多くの地域を過疎化させ、首都圏一極集中現象を招くなど地域的経済発展に極端な歪みが生じた。しかも対外的には日米経済摩擦に象徴されるように、対米・対欧関係における国際的不均衡を高め、政治的経済的な緊張激化をもたらしている。これまでの太平洋沿岸地域を中心とする経済発展のパターンは、いまや重大な転機を迎えている。

3　国際関係の変化の始まり

世界の情勢は激動している。米・ソ首脳によるマルタ会談を契機に、戦後の秩序を規定づけてきた冷戦構造は音をたてて崩れた。世界的規模での軍縮と緊張緩和の流れの中で、いま、対立から協調、相互依存の世界をめざして新しい政治的・経済的な国際秩序の形成が始まっている。ソ連・東欧の民主化、東西ドイツの統一、米・カナダ自由貿易協定の発足、EC統合などの動きもその象徴である。

これと並行して、環日本海沿岸諸国をめぐる動向も大きく変わろうとしている。ソ連の極東政策の転換、中国の経済開放、南北朝鮮の対話、日朝関係の改善などがそれである。また、NIESの台頭と急伸も注目される。このように環日本海地域が歴史的にも重大なターニング・ポイントにさしかかり、この地域における平和と軍縮、繁栄と発展は、さしせまった時代の要請である。

4　環日本海圏における日本の役割と理念

われわれは、日本海をめぐる過去の歴史の反省に立って、技術的にも経済的にも大きな位置を占める国として、環日本海諸国の経済・社会・文化の発展のために率先してその責任を果たさなければならない。

われわれは、日本海を「平和と友情の海」とすることをめざす。すなわち、互恵平等と内政不干渉、連帯と自立を基本に、共生の地域としての環日本海圏の繁栄を目標とする。

そのため、国内では地域格差を是正して日本海沿岸地域の経済と社会の活性化をめざす。とくに環日本海時代にふさわしい新たな国土軸を日本海側に形成し、首都圏一極集中

と太平洋岸偏重を解消する。

5　環日本海圏のパターン

われわれはいま、モデルのない新しい国際関係の舞台として環日本海圏を形成する必要がある。その基本は、政治よりも経済を、イデオロギーよりも生活を優先させた共通政策の創造である。このためには、東西ドイツの統一、南北朝鮮の対話、NIESやASEANの相互依存体制の動向などを十分に考慮しながら、またUNCTADの経験に学びつつ、共同体としての環日本海圏の確立に向けての新しいネットワーク国際社会の創造をめざす。

II　環日本海圏政策の基本的指針

1　「地域ネットワーク」の確立

環日本海圏政策の枠組みの基本は、それぞれ社会体制も経済の成長プロセスも異なる諸国間での協力である。それは環日本海圏地域ネットワークの確立に向けての経済・学術・文化・スポーツなど幅の広い交流を含む多様な多国間地域協力構想にほかならない。

2　新しい経済秩序の形成

経済協力は、経済的に優位にある国が一方的に支配し、単に原料、製品市場確保のために分業するという垂直分業型の協力ではなく、市場原理にもとづく自立・共生・連帯の水平交易をめざした協力である。そのために参加各国の協力と新しい経済秩序づくりが求められる。

3　経済の地域間交流と協力

わが国日本海沿岸、中国東北部、ソ連極東地域、韓国、朝鮮そしてモンゴルの地域経済が相互に、あるいはクロスに協力しあい、地域経済の開放と活性化をめざす。

4　環境の保護・保全

環日本海圏地域の環境、自然動植物の保護・保全のため、情報交換、共同調査、経済活動の規制などの点について参加各国は協力しあう。

5　北東アジア地域の平和と安全の推進

参加各国の相互経済関係の多角化を図るとともに、この地域にとってもっとも切実な課題である平和と軍縮、安全と安定のための政策を推進する。

6　環日本海圏の担い手

環日本海圏の中心的な担い手は、外交特権を有する主権国家ではなく自治体や非政府団体（NGO）である。それは①自治体による国際分業への参加と地域の活性化、②市民による草の根の交流と協力関係の樹立、③各国政党間の交流と協議会の設置、④大プロジェクト推進と大イベント実現のための中央政府の参加・協力、⑤アジア開発銀行や海外漁業協力財団、IMFなど地域機構・国際機構の役割重視、⑥多国籍企業――などである。

III　環日本海圏政策大綱

1　国際体制の整備促進

1　学術・生活・スポーツの分野での交流の推進

(1)学術面での交流の推進

学術面の交流は、政治体制の相違を超えて国際間でもっとも容易に実現できる交流である。それは単に学術面だけでなく、相互理解の環境づくりの面からも重要であり、すでに北陸、北海道を中心として姉妹大学提携が相当にすすんでいる。しかし、環日本海圏における海域、資源空間としての日本海そのものの共同の調査・研究は遅れており、未解明なところが多く、こうした共同研究の進展が今後の課題となっている。したがって①環日本海圏大学の創設、②姉妹大学の提携・交流の促進、③情報研究機関の創設、④各国各地域の参加する混成プロジェクトチームの編成に

よる共同研究の推進とその恒常化、⑤学術交流と研修生・留学生の積極的な交換を通じた環日本海圏大学ネットワークの形成、⑥医療技術の交流、などを推進する必要がある。

(2)姉妹友好都市提携の促進

学術文化の交流と同様に、姉妹友好都市提携も日本海側自治体において積極的にすすめられている。環日本海圏の都市間で姉妹友好都市の提携を推進することは、市民・草の根交流の基礎であり、異なった文化、異なった社会体制や民族間の相互理解を深めるための重要な鍵である。それはまた、日本海を「平和と友情の海」にし、北東アジア地域の平和と安全の強化、環日本海圏ネットワーク構想を確立する条件整備の基礎となる。

(3)生活、文化、スポーツ交流の促進

市民・草の根交流として生活、文化、スポーツの分野における交流を積極的に推進しながら、①環日本海交流ハウス(国際交流会館)の建設、②ホームステイを含む青少年の交流の促進、③日本海クルージングの恒常的運航と交流、④環日本海圏各種スポーツ大会の開催、⑤芸術、文化活動、教育分野での交流、⑥環日本海圏内の各言語の相互学習、⑦先史時代からの文化交流の共同研究等を促進する必要がある。

2 経済協力の促進

(1)東北アジアの経済展望

この地域における経済協力は、環日本海圏ネットワーク構想の重要な側面である。この経済協力において、各国はそれぞれ優位性を持っており、その多様な特性が環日本海圏ネットワークのもとに組み合わされ、相互に補完し、互恵的な交流が進展すれば、世界経済の安定的成長に大きく貢献することができる。しかしながら現段階においては経済の相互依存関係が未成熟であることに加え、経済システムや経済の成長プロセスの相違などにより、①生産要素が異質であること、②分業が垂直的であることなどの問題があり、その克服・解決が要求されている。

(2)通信・交通(インフラストラクチャー)ネットワークの整備

この地域の経済協力を推進するためには、通信・交通など基盤整備が優先的に解決される必要がある。このため①環日本海圏各国各都市を結ぶ定期航路・航空路、各地域における道路交通・鉄道交通網の整備、②今後の経済協力に対応する電気通信網の整備、③環日本海圏通信衛星回線を実現し、それによる情報ネットワークの確立や情報センターの設置などが必要となろう。

(3)経済協力の推進

通信・交通(インフラストラクチャー)ネットワークの整備を先行させながら、各国間の貿易や経済協力の活発化をめざす。そのため①自由貿易地域・自由貿易港の創設、②環日本海圏商工会議所の創設、③工業、農業、水産業の分野でのさまざまな提携によるプロジェクトの推進、④各種見本市の開催、⑤観光開発の面での協力、⑥地域内におけるエネルギー資源の調査、開発、共同利用の推進、⑦ガスパイプラインなどの輸送手段の建設・運用と域内におけるエネルギー需給のための長期プログラムの策定、⑧合弁・合作企業等を推進する。

(4)未利用資源の共同調査・開発

各国の共有財産である日本海における大陸棚資源や海底鉱物資源等についての本格調査は、いまだ行われていない。日本海における未利用資源を共同で調査し、開発することは各国沿岸地域における経済の活性化に貢献することになる。したがって①海底・大陸棚資源の開発についての基礎的学術調査や資源探査調査の実施、②海底・海洋の共同開発と共同利用、③地域間協力による海洋資源の利用技術の開発と商品開発等を行うための海洋・海底資源共同調査機関の創設などを推進する必要がある。

3 漁業資源の共同管理

(1)日本海漁業の現状

日本海の漁業資源は水産たんぱく食糧確保

の面から、各国にとって今後ますます重要となってくる。他方、日本海における漁業は、現在の二〇〇海里体制のもとで多くの問題を抱えている。例えば日本の場合、ソ連水域においては「日ソ漁業協定」、朝鮮水域においては民間協定としての「日朝漁業暫定合意書」、韓国との間では「日韓漁業協定」、さらに中国との間に「日中漁業協定」が締結されている。しかし、日本海ではソ連、朝鮮が全面的に二〇〇海里を設定し、それに対抗する形で日本がソ連、朝鮮のみを対象に暫定的に二〇〇海里を設定し、韓国、中国との間では何らの相互規制を設けていない。こうした背景のもとでわが国沿岸水域において外国漁船と紛争が絶えないのが現状である。このため日本海沿岸漁民からは二〇〇海里の全面的な設定の要望が出されている。

(2)今後の課題

もともと人類の共有財産であるはずの魚類など漁業資源が沿岸国の資源ナショナリズムのもとに放置されているのは矛盾である。とりわけ日本海のような準閉鎖海においては、一定の水域と移動しない特定の漁業資源を除いた準公海における漁業資源と漁業の管理は、グローバリズムに立脚した、例えば漁業共同体のような、新しい価値観とそれによる漁業秩序の確立が要求される。しかも漁業は、漁類など漁業生産の対象となる海洋生物資源の生態系を重視することによってその維持・発展が可能となるのであり、したがって高度に回遊する資源の保護・管理は、その生態系に関わる沿岸の各国が共同して管理することによって、はじめてその効果を期待することができる。

(3)漁業資源の共同管理

以上の理由から、環日本海圏漁業共同体の確立を中期目標とし、当面は沿岸各国の共有財産である日本海における海洋生物資源を共同で管理するため、①日本海を流れる対馬暖流と海洋生物資源の共同海洋調査、②漁業資源の種苗の生産・放流、保護・育成など資源の共同管理、③資源の合理的配分とその有効利用のための共通漁業政策の確立、④日本海海洋牧場構想の推進と協力、⑤漁業共同体に向けた日本海管理機関の創設などが必要である。

4 環境保護・保全

(1)準閉鎖海の環境問題

地中海や北海など多くの国に囲まれた準閉鎖海の環境は、現在、極端に悪化している。これは沿岸国にかかる公害の規制基準が統一されておらず、また、いずれの国の管理にも所属しない公海では規制が適用されないため廃棄物の処理場と化しているからである。このため国連環境計画（UNEP）は、七六年に「地域海洋計画」を採択し、緊急に対策が必要な優先水域として地中海、バルト海など一〇海域を指定している。このうちバルト海は七四年に「バルト海域海洋環境保護条約」が、地中海には「地中海を汚染から保護する条約」（バルセロナ条約）が締結されている。しかし、こうしたさまざまな努力にもかかわらず、バルト海と地中海の環境は悪化の一途をたどり、ことにバルト海はPCB汚染によってアザラシなど海産哺乳類が絶滅の危機に瀕し、漁業は壊滅的な状況となっている。日本海に関しては、七六年に日本海東シナ海を含む東アジア水域として指定されており、七七年に「東アジア水域海洋環境保護条約」に関する検討が、わが国研究者レベルで行われた経緯があるが、その後何らの進展はない。

(2)環日本海圏における環境の悪化

日本海は準閉鎖海であるにもかかわらず、日照量が少ないため海中のプランクトンや藻類の繁殖が適度で、貧栄養化の状態を保ち、「きれいな海」として知られてきた。しかし、海水の交換が低いため、一度汚染されると容易に回復できない特徴がある。近年、環日本海圏各国で急速な工業開発がすすみ、人口の増加も著しく、その結果、工場廃水、生活雑排水などが大量に流れ込み、汚染は急速に拡大して赤潮の発生が常襲化し、マイワシやブリが捕れなくなるなど、漁業資源に悪影響が

出始めている。また、沿岸地域に設置された各種工場や火力発電所などから排出される硫黄酸化物や炭酸ガス、窒素酸化物などによる大気汚染も激しく、これによる酸性雨汚染が日本海沿岸各地を直撃し、被害が続出している。ことに島根県ではPH値が中性の七を大きく下回る三・一四と全国最低を記録し、松など樹木の立ち枯れが顕著であるという深刻な事態が起きている。

(3)環境破壊防止のための共同行動

イ、環日本海圏海洋環境保護条約の締結促進

このような日本海の汚染を防止し、自然動植物を保護するため、環境の保護・保全・監視に向けて各国すべてが協力し、共同行動を展開すると共に、原子力発電所の規制や産業廃棄物の海洋投棄禁止など統一した規制・基準の設定、環日本海圏環境年次報告書の作成等を内容とする「環日本海圏海洋環境保護条約」の締結を推進する必要がある。

ロ、環境に責任を持つ経済活動の推進

日本海の環境を保全するため、環日本海圏各国企業者には日本海の環境に責任を持つ経済活動が求められる。このため環日本海圏で活動する企業は、ヴォルディーズの原則にもとづき、①生物圏の保護、②天然資源の持続的な活用、③廃棄物の処理とその量の削減、④エネルギーの知的利用、⑤リスクの減少、⑥安全な商品やサービスの提供、⑦損害の賠償、⑧環境破壊の原因や健康上、保安上の危険を生ずる事故についての情報の公開、⑨環境問題の専門取締役および専門担当官の設置、⑩環境問題についての自己の評価書の公表と、環境問題に関する独自の監査書の毎年公表――などを内容とする協定を締結する必要がある。これに向けて「環境に責任を持つ経済活動実現のための協議会」の設置が求められる。

5　協力基金の創設

(1)環日本海圏協力基金の創設

環日本海圏ネットワークづくりに向けての諸々の事業・交流を円滑にするため、各国政府・自治体・企業などの出資による「環日本海圏協力基金」を創設する必要がある。

(2)協力基金の運用

この基金の運用は①合弁・合作企業への融資、②自由貿易団地や観光施設、交通・通信網の整備などインフラストラクチャーに対する融資、③技術者の派遣や技術研修等技術の移転に対する助成、④技術・文化、芸術、スポーツ交流などに対する助成、⑤医療協力に対する融資、⑥緊急医療協力に対する助成、⑦日本海の海洋・漁業資源調査に対する助成、⑧環日本海圏環境保護事業に対する助成などが考えられる。

6　環日本海圏の平和・軍縮の推進と人権・人道問題の協力

(1)日本海を「平和と友情の海」に

米ソ首脳によるマルタ会談を始め、世界の流れは対立から協調、相互依存の新しい国際秩序の形成をめざして大きく動きだしている。とくにINF（中距離核戦力）全廃条約の発効、戦略核兵器の半減交渉、戦術核兵器や通常兵器削減など、ヨーロッパを中心とする軍縮が本格化し、南太平洋非核地帯の発足に加え、バルト海の実質的非核化、ASEANの非核地帯化も進展している。日本海では米ソ両国の核対峙、韓国に配備された戦術核兵器の存在、日本の軍事強化などによって緊張緩和の動きは極めて遅いが、朝鮮半島を中心に東北アジアにおいても、平和と緊張緩和に向けた動きも見え始めている。われわれは、日本海を、「平和と友情の海」とするために、①姉妹都市間による平和・軍縮の推進、②環日本海自治体間による「平和交流委員会」の創設、③沿岸諸国の諸団体・諸階層による「環日本海非核地帯宣言」の採択などを推進する必要がある。

(2)人権・人道問題の協力

環日本海圏地域は、歴史・文化・習俗の異なった民族の集合体であり、少数民族に対する蔑視、差別などの人権問題が存在し、また、

海難救助やサハリンのコンスタンチン君の火傷など人道上の地域間協力も欠かせない。こうした人権・人道問題を解決するため、①先住民族の伝統と文化を守り育てる権利の保障、②環日本海圏地域内における自由親族再会機会の保障、③災害救助や急病、突発的な障害・事故に対する緊急医療協力を推進する体制の整備が必要である。

7　地方政治の国際化の推進

環日本海圏ネットワークづくりに向けて地方政治の国際化を促進するため、国境障壁は極力廃止する必要がある。このため①環日本海圏地域を主権国家の連合でなく、自治体の連合地域とするため、各国は国内法を整備する必要があり、②また環日本海圏各国地域間での往来の自由を保障するため、ビザは廃止する必要があり、③さらに環日本海圏都市(州、道府県知事)会議、主要都市会議、市長会議など各国自治体間の会議を恒常的に開催する必要がある。

2　国内体制の整備目標

「環日本海圏ネットワーク」構想の実現に向けては前述の通り、民間・自治体ベースの先駆的な交流活動をさらに推進し、それを恒常的、全体的、総合的なものへと高めることを追求するとともに、障壁を除去し、信頼と共生関係を確立するための各国の国内体制の整備が求められる。

「環日本海圏ネットワーク」の形成は、首都圏一極集中の是正と地域間格差の是正、分権・自治と地域振興の推進にとっても重要な課題として位置付けることができる。日本海側に新たな国土軸を形成するため、交通、情報通信のネットワークの整備を推進するとともに、以下の国内政策目標の具体化を図る。

(1)農林漁業など第一次産業の重視

これまで日本海地域は、裏日本と呼ばれ、食糧資源ならびに人的資源の供給地としての役割をもたされてきた。今日でも日本海地域における食糧供給能力は大きいが、地域における農業の重要性と役割は、近年は評価がまちまちであり、とかく軽視される傾向が強くなっている。しかし、地域経済の均衡ある発展と合理的な土地利用を考えるとき、農林漁業は別の角度からの評価と、経済ベースでは測れない新しい価値感を確立する必要がある。そのためには生命維持産業として農林漁業を重視し、積極的に育成するとともに、農地や山地、森林、水域・漁場と環境保全を本格的に研究する移動研究施設の設置、日本海側の適当な地域に、鳥取大学砂丘研究所をモデルに本格的な研究所を設置する必要がある。

(2)地場産業の育成を主眼とする工業化の促進

かつて富山県に立地した住友工業のアルミ精錬工場が、高岡市に展開されていた地場産業の金属加工工業と結びつき、アルミサッシなど住宅産業を発展させている。このように地場産業が零細であり地域社会の経済発展に対する貢献度は高くなくても、地場産業の強固な基礎のうえに新しい工場の進出が見られたとき、はじめて地域全体として安定的に発展しうる可能性が生まれ、日本海側の工業が太平洋臨海工業ベルト地帯の従属性から脱却し、新しい方向に発展することが期待される。したがって日本海地域の各工業地域の特殊性(それぞれ固有の歴史的背景と立地条件を持っていること)をよく理解し、地場産業の育成と、そのうえで相互に補完し合う機能分担をすすめる必要がある。また、環日本海圏経済協力を推進するために、COCOM規制を早急に撤廃する必要がある。

(3)日本海新幹線など総合交通体系の確立

環日本海圏インフラストラクチャー整備の一環として、積雪に対する十分な配慮のもとに日本海新幹線、日本海縦貫自動車道の建設促進、およびフェリーとコンテナ船による定期航路の拡充、ローカル空港の整備を前提とした日本海沿岸地域における総合交通体系を確立する。また、港湾を整備・拡充し、共同管理体制を実現することにより、日本海港湾ネットワークを確立する。

(4)日本海関係自治体の連絡調整機構の創設

特定の地域にその利便が集中することを防ぎ、日本海側全体のレベルアップを図るため、首都圏一極集中を是正するための首都機能の分散促進、新たな国土軸の形成、経済・地域振興、地域福祉体制の確立などに関する相互協力、先端技術・情報や流通等のネットワークの整備などについて自治体間の連絡と協力をすすめ、政府に必要施策の実施を求めていくため、知事、市町村長、議会代表などの構成による連絡調整機構「日本海沿岸都市連絡会議」（仮称）を設置する必要がある。

(5)環日本海フォーラムの創設

自治体、経済界、労働界、学会、報道界などで構成する「環日本海フォーラム」（仮称）を創設し、民間ベース、自治体ベース、政府ベース、及び各国間の活動を助長し、研究し、運営する体制を整備する必要がある。

(6)環日本海圏対外友好経済団体等の設立

経済協力を積極的に推進し、貿易を活発化するため、第三セクターによる経済団体や、地場産業としての中小企業を核とする貿易協同組合の創設など、貿易業務・経済・技術協力推進の母体としての対外友好経済団体とその連合組織体を設立・育成する必要がある。

(7)日本海総合研究機構の創設

日本海側沿岸・海域における各種の開発・研究ならびに伝統文化の保全、及び環日本海圏政策を遂行するうえで提起される経済、科学・技術、文化面での諸課題について調査・研究するため、日本海総合研究機構の創設、日本海沿岸大学を中心とする「環日本海圏大学ネットワーク」の確立などが必要である。

編集後記

◆読者のみなさんに本誌がお届けできる頃、カレンダーに残された日々は少なく、あわただしい師走のまっただ中にあることと推察します。早いものです。一九九〇年もあっという間に終わりそうです。

◆二月の衆院総選挙で社会党が躍進できたことと、前年の参院選挙勝利による与野党逆転と相まって、政治はいま着実に新しい動きを切り拓きつつあります。先の特別国会では、八九年度補正予算案、九〇年度暫定予算案、九〇年度予算案がいずれも衆院で成立、参院で否決されたことから、憲法第六〇条の規定による「両院協議会」を開きやっと成立の運びになりました。両院協議会が開かれたのは戦後始めてのことです。また、他の法案審議でも、様相は一変してきています。これまでのように政府提出法案を衆参の「数の力」にものいわせて採決・成立させることはできなくなったということです。

◆「国連平和協力法案」を審議未了・廃案にできたのも参議院の与野党逆転という新しい状況を背景に、衆議院段階での取組みがあったればこその成果です。国連特別委員会での約六六時間の審議を通じて、社会党は「憲法が禁じている自衛隊の海外派兵と、国連の意思と無関係である多国籍軍に協力させる」ことなどを追及し、協力法案の幾つもの重大な欠陥を明らかにさせてきました。海部首相らは、「統一見解」を乱発し、「重要なことだから」といって政府委員に答弁させたり、大臣答弁を局長が「覆す」など、常識では考えられないことの連続でした。

◆ですから、社会党委員の追及に特別委員長は、答弁席に居並ぶ閣僚をはじめ、政府委員に叱咤激励の繰り返しという有様です。例えば「語尾がはっきりしませんから、しっかり答弁してください」「政府が見解をまとめているようですから、この間は質問時間に入れません」「政府側、答弁を整理してください」「速記を止めて」（審議が一時中断していること）の連続でした。選挙に勝って（二月）、協力法案を廃案（一一月）――久々に成果を誇れる年であったと言っても過言ではないと思います。

◆そして、新年を迎えれば統一自治体選挙が待ちかまえています。来年も選挙に勝って、成果を誇れる年にしたいものです。そのためにも今、政策審議会のスタッフ一同「選挙の政策争点と選挙政策集」づくりの最後の追い込みに懸命といったところです。（H）

政策資料編集委員会

委員長　伊藤　茂
編集委員　松前　仰　穐山　篤
温井　寛　五十嵐広三
佐藤敬治　田中恒利
水田　稔　村山富市
佐藤三吾　山本正和
矢田部　理　川那辺　博
押田三郎　佐間田勝美
浜谷　惇
渡辺　博
兼事務局長
会計監査　佐藤敬治　粕谷照美

「政策資料」購読料のお知らせ

定価　一部　三〇〇円
送料　一部　五一円
年間購読料　四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替　東京8－80821
又は
大和銀行　衆議院支店
普通　2038888
日本社会党政策審議会

一九九一年一月一日発行　政策資料第二九二号　毎月一回一日発行　一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

January 1991　　No. 292

Foreword : Osamu YATABE, Vice-chairman of the Policy Board

Special Issue : Cooperation with UN Peace Activities

Statement concerning the Rejection of the UN Peace Cooperation Bill, Concluded at the 119th Session of the Diet

Comment of Chairperson DOI concerning Cooperation with UN Peace Activities

Promotion of UN-led International Peace Cooperation

Comment of General Secretary YAMAGUCHI concerning No. 678 Resolution Adopted by the UN Security Council

Documents :

Land Tax System Reform Policy(Rough)

Report of Public Investment Task-force —Proposal of "National Well-being Planning Law"and "Ten-year-Plan of the Social Capital Development" toward Generous and Abundant New Century-

Pan-the Sea of Japan Policy (Rough)

Others

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY
First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886～7 Fax(03)3502-5857

政策資料　1　月　号

編集人　政策資料編集委員会
発行人　伊　藤　　茂
発　行　日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館
電　話　東京(03(3581) 5 1 1 1 内線3886～7
FAX　東京03(3502) 5 8 5 7

定価300円　（送料51円）